

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容		高額障害福祉サービス等給付費の支給の決定
根拠法令等及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	30日
審査 基準	根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律抜粋 第76条の2 市町村は、支給決定障害者等が受けた障害福祉サービス及び介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるもの並びに補装具の購入又は修理に要した費用の合計額（それぞれ厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額）の合計額を限度とする。）から当該費用につき支給された介護給付費等及び同法第20条に規定する介護給付等のうち政令で定めるもの並びに補装具費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該支給決定障害者等に対し、高額障害福祉サービス等給付費を支給する。</p>	